

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和2年11月6日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室(なみき14・15)
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 中村委員 森委員 木村委員 四王天委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和2年11月6日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和元年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について
懲戒処分に対する人事委員会の裁決（取消し）について

3 審議案件

教委第40号議案 横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部改正に関わる
意見の申出について

教委第41号議案 令和2年度一般会計予算案（12月補正）に関する意見の申出
について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長 それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。本日もコロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクを着用しております。

初めに、会議録の承認を行います。10月2日の会議録の署名者は大場委員と四王天委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

鯉渕教育長 それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、10月16日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長 【一般報告】

1 市会関係

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会臨時会から本日までの間についての報告はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○11/2 スクールミーティング

○11/2 「プロ野球ドラフト会議 supported by リポビタンD」

(10/26)において指名された横浜市立横浜商業高等学校の生徒による教育長表敬訪問

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○令和元年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について

○懲戒処分に対する人事委員会の裁決（取消し）について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、11月2日に、教育委員が学校現場を訪問するスクールミーティングを実施いたしました。今回は、鯉渕教育長、大場委員、中村委員、森委員、木村委員、四王天委員が鶴見区の寛政中学校を訪問し、授業の視察等を行いました。当日は、個別最適な学びの取組をテーマとし、ICT機器を活用した教育などの学校の取組を視察し、意見交換を行いました。

また、同日午後には10月26日のプロ野球ドラフト会議supported by リポビタンDにおいて、福岡ソフトバンクホークスに2位指名されました横浜市立横浜商業高等学校スポーツマネジメント科3年の笹川吉康さんが、教育長を訪問しました。「今回指名されたことは、ゴールではなく通過点だと思って頑張りたい」と

今後の抱負について語ってくれました。

次に、報告事項として、この後、所管課から、3点報告させていただきます。まず、1点目ですが、「新型コロナウイルス感染症への対応について」。2点目は、「令和元年度『暴力行為』・『いじめ』・『長期欠席』の状況調査結果について」。3点目は、「懲戒処分に対する人事委員会の裁決（取消し）について」報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了しましたが、何か御質問等はございますか。

中村委員

今御報告にありましたけれども、寛政中学校のスクールミーティングに行ってみりました。ICTを活用した授業を見せていただきましたけれども、感心したのは、学校が休業中に先生方からICT機器を使った授業について研修をしたいと自主的に申出があり、またそれを管理職の方も後押しして何回も研修をされたということでした。授業を見た感想ですが、ICT機器は魔法の機器ではありませんので、やはり授業をつくるというところでは教師の力が非常に大事だなと思いついて見せていただきました。教師がコーディネーターであったりプロデューサーであれということは随分前から言われていますけれども、やはり子供たちにきちんと発問とか指示を明確にすることですとか、それから一人ひとりの子供たちにどのような困り感があるか、それに対してどのような支援をしたらいいのか。それから、何よりもやはり教師が指示してやるのではなく、子供たちがどれだけ自分の問題として意識して追究できるか、そういう授業を構成できるかということがとても大事だなと思いついて見せていただきました。ICT機器を活用して授業をする際に、やはり与えられたから使うのではなく、子供たちが自分の問題解決のためにこれを使いたいですとか、あるいは友達と対話するために使いたいというように、どれだけ子供たちが必要感を持ってICT機器を活用するかということが大事ではないかという感想を持ちながら見せていただきました。以上です。

鯉淵教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

森委員

私も寛政中学校に行きまして、そのときに教えていらっしゃった社会科の先生に、授業が終わった後でお話を聞くことができました。授業を見た後に先生の話聞きながら非常に印象に残ったことが幾つかありました。一つは切実性ということについてです。どういうことかといいますと、ICT機器というのは、今中村委員からもありましたけれども、それで何か解決するという話ではない。けれども、空間を超えられたり共同作業ができるようになったりですとか、いろいろな可能性は広がると。今、アメリカの選挙が非常に話題になっていますけれども、例えばそれについてみんなで調べようと思つて、日本のメディア以外のいろいろな文献を、自動翻訳を使いながら自分で情報を得て学んでということもできるようになる。TeachingからLearningになっていくんだという話がありました。ただ、それは自分とつながっている話なんだと切実性を持って感じられるかどうかということが非常にポイントであつて、そこがやはり教師の役割として、自分に関係することだということに引き付けていくことが非常に大事なことだということが、一つ印象に残った話でした。

あともう一つ印象に残ったことは、使いこなさそうと思うのは違う、かつアナログだったことをデジタルに変換しようという発想も違うというお話です。わざわざ

ぎ変換しようと思うことではなくて、必要なことだけICT機器を使って変換すればよいと。例えばここに注目してほしいといったときにズームして画面に表示するとか、使い方というのは必要であれば使うというような発想ということと、それを使うことが楽しいと思えることが非常に大事なのではないかという話が非常に印象に残りました。

三つ目としましては、これからの可能性ということで、不登校支援のお話をされていました。Zoomなどを組み合わせながらつながりをつくっていけるという可能性が広がるということで、その可能性を語っていらっしゃったのが非常に印象に残っています。以上です。

木村委員

これからGIGAスクール構想もあって、ああいった機器をどう使うかということもものすごく大事だと思います。いろいろな情報を得ることができます。ですから、インフォメーション的な量的な情報をこれからどうやって比較、検討、分析を自分たちがやってインテリジェンスにしていくか。そういったところを教育の中でも使えるかなど。あともう一つは、今までの教育は知識を覚えるとかというよりコンテンツを獲得するだけでしたけれども、今度はそういったものに自分たちが主体的に行ってどうコンピテンシーを育成するかということに変わってくるので、いろいろな広がりもありますが、いろいろな意味で教師が自分たちで学んでいかないと難しいなという気がものすごくしました。大変貴重な経験だったと思います。以上です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

四王天委員

まず校長先生からの御説明で、非常に荒れた学校からスタートしたとお聞きしました。NHKでも取り上げられるぐらい非常に荒れた学校で、写真などを見てもリーゼントのすごいボンタンを履いた生徒たちの姿が歴史として残っていたようです。現在はそのようなことはなくて、非常に落ち着いた環境で授業を受けているようですけれども、200人の在校生のうち昼食の支援を受けている生徒もいるということでした。地域的なもの、家庭環境のものということで、栄養状態もあまりよくない状態で中学1年のときに入ってきた。ただし、学校での昼食の無償提供によって、3年次には標準的な体格にまで成長することができた。そのようにお聞きし、こうやって安心して学校に来られて学べる、生育も凶れるということにきちんと取り組んでいらっしゃるところがすばらしいなと思いました。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

特になければ、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、所管課から御報告いたします。

直井学校教育
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。「新型コロナウイルス感染症への対応について」御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。「1 学校の様子について」ですが、横浜市立学校の体育祭・運動会の実施状況について、複数の学校から聞き取りを行いましたので、御報告させていただきます。

「(1) 実施した場合」、これには今後実施予定の場合を含みますが、「ア 感染予防のための措置内容の例」について聞きました。資料の上から順に御紹介させていただきます。プログラムを精選して、走競技、例えば100メートル走などの走る競技及び演技等に絞る。午前中のみ短時間実施とした学校が複数あります。器具・用具の共有使用を避ける。例えば、玉入れは、初めから両手に玉を持

っているものを投げる事として、拾って投げないなどという事例がございます。分散登校として、学級を複数チームに分けて実施するという事例ですが、具体的には、一度に参加する人数を抑えるために、A・Bの2チームに分けて時間差を設けて登校させ、全児童生徒が参加する必要があるプログラムは両チームが重なる時間帯で実施するとのことでした。続けて、児童生徒の観覧スペース内で、相互に距離を確保するですとか、保護者の観覧スペースは設けない、または、限定して設置するという例も多くありました。保護者の観覧に関しては、学年ごとに入替え制にしたり、人数を制限したりするなど、一定の制限を設けている例が多いようです。併せて来賓、敬老席等の設置は多くの学校が取りやめています。消毒液の設置、検温、マスク着用の徹底。マスクを外す場面では、学校がフェイスガードを用意するという例もございました。また、Zoomを利用して、自宅にいながらリモート観覧できるようにした学校もあったと聞いています。

次に、「イ 児童生徒、保護者等からの感想など」ですが、「『学校行事として実施できるのが運動会だけかもしれない』という状況で、児童生徒がとても意欲的に行事に取り組んでいた」という声を聞いています。修学旅行を初めとした宿泊行事や合唱祭、文化祭、学習発表会など、様々な学校行事の実施が困難な状況で、せめて運動会だけは実施したいという児童生徒の思いもあったものと考えます。実施した学校の保護者からは、実施してもらえたことに対する好意的な声が多く寄せられていると聞いています。一方で、先ほども御紹介しましたように、保護者の観覧を制限したことから、観覧したかったという声もあるようです。また、学校によっては走競技を増やしたことで、体力的に疲れてしまったという様子も見られたようです。

「(2) 実施しなかった場合の代替措置等」についてですが、やむを得ず中止を決定した学校では、時期を年度末に変えて、学年ごとに球技大会を実施するなど、体育的行事の実施を検討している学校がありました。また、練習してきた演技種目を保護者に披露させたいということで、発表会のような場を設定したという事例も聞いています。私からの御説明は以上になります。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。続きまして、「2 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」でございます。前回の報告以降の教職員の感染者は1名、児童生徒の感染者は21名となっております。なお、令和2年6月1日の学校再開以降から11月4日現在の教職員の感染者は13名、児童生徒の感染者は101名、児童生徒の感染者の発症した学校は76校となっております。

続きまして、学校を再開してコロナ禍の中、児童生徒の心の不安や様々な保護者の困り感等に寄り添う取組を継続して行っておりますが、本日は3のスクールソーシャルワーカーの活動について、御報告を申し上げます。スクールソーシャルワーカー、以下、SSWと呼びます。SSWは福祉の専門職として家庭や友人関係等、児童生徒の置かれている環境に働きかけ、生活の安定を図ることにより、学校と共にいじめ・不登校・虐待などの課題解決に当たっています。ケースによっては、心理の専門職であるスクールカウンセラーとも連携して支援を行っております。

まず、「(1) SSWの支援の状況」です。令和2年度は、これまでの39名に11名を増員して50名体制とし、全小・中・義務教育学校を対象に要請を受けて支援する派遣型から、学校を定期的に訪問して支援する巡回型に完全移行いたしました。SSWは、担当する中学校ブロックの地域で展開されている様々な子供を支える活動を調査し、支援を必要とする児童生徒の利用につなげたり、社会福祉協議会、地域ケアプラザ、基幹相談支援センターなどと連携した支援を行ったり

することで、児童生徒と学校の孤立を防ぐ支援を開始しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、6月から巡回で訪問をスタートしています。実質4か月分である上半期の課題別相談件数は、6か月分の昨年度上半期実績の3倍を超えています。

続きまして、件数増加の状況と背景要因です。巡回型への移行によって、SSWは、学校にとってより身近な相談しやすい存在になりました。増加傾向にある課題は、次のとおりです。児童虐待は前年度比で5.8倍。心身・健康・保健は前年度比で5.7倍。発達障害は前年度比で5.5倍。家庭環境は前年度比で4.6倍。不登校は前年度比で3.2倍。非行・不良行為は前年度比で3.2倍。件数は書いてあるとおりでございます。背景要因です。新型コロナウイルス感染症拡大防止による影響などによって、児童生徒とその家族を取り巻く環境が大きく変化し、福祉的な課題が顕在化しつつあります。家族や友人との関係の不調から来る対人関係のストレスが、虐待や家出、自傷行為、SNSでのトラブルなどへつながりやすい状況にあると考えられます。衛生面などへの留意で努力を続けている教員は、児童生徒と会話するなどの時間を十分に確保しにくい状況にあり、児童生徒は、日常であれば教員との会話の中で解決していく課題を抱え込みやすい状況にあると考えられます。

「(3)巡回型支援による効果」です。SSWが定期訪問することで、学校は何となく気になる子についての相談が可能になり、教員には気づきにくい福祉的な視点からの課題把握やリスク管理ができるようになってきています。SSWが機関連携ケース会議の開催を支援することで、学校は、区役所や児童相談所、民間団体等を含めた様々な機関と力を合わせながら支援をする機会が増えています。

今後につながる「(4)学齢期の児童福祉の課題」です。学校は、要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協の支援対象児童でなければ、貧困や家族の疾病などの福祉的・医療的な情報を入れたアセスメントを十分に行うことが難しく、課題整理や機関連携による支援、解決までに多くの時間を要しています。また、学齢期において、区役所は児童生徒の抱える課題を把握しにくい状況にあります。また、支援を必要とする児童生徒は、地域の市民団体などが行うこども食堂などに頼らざるを得ず、活動があまり活発でない地域では、支援を受けることが難しい状況です。学校は、地域で展開されているこども食堂等の利用に慣れていないため、SSWには、学校と地域団体との信頼関係構築に向けたコーディネーターなどの役割が求められています。

最後に「(5)SSWによる支援の実際」です。SSWによる支援の実際の事例を挙げさせていただいております。本人が特定されないように加工しております。Aさんは中学校3年生の女子、母子家庭です。コロナ禍により勤務日数が減ったことから、母は日々の暮らしを必死で支えようとするあまり、一人娘であるAさんの行動に過干渉になり、部活動や外出を制限したり、多くの家事を分担したりするなどしました。日々続く母からの叱責に、Aさんは将来への希望をなくして家出を繰り返し、5月、公園で警察に補導され児童相談所に一時保護されました。学校は、保護解除後、再び家出をする可能性が高いと考えSSWに相談したケースです。学校からのSSWへの依頼内容は、児童相談所が保護を延長し、母子関係の改善を図るよう、働きかけてほしいということでありました。

SSWの支援を「①課題整理」、「②ケース会議」、「③支援結果」の流れで説明いたします。「①課題整理」。自宅は母の監視下にあり、家事を担っていたため本児には居心地が悪く、ゆっくり休むことができない。また、食事が十分に取れないため、いらいらしやすく常に不安が大きい。人付き合いが制限され、テ

レビやラジオ、スマートフォン等がないため、自ら解決方法を探したり、考えたりすることが難しい。そんな状況の中で「②ケース会議」を開き、支援目標は、家出を繰り返さない環境づくりということで会議を行っています。母から離れる時間の確保は、ヘルパーを利用する、居場所の確保、部活動への参加。また、食の確保の視点では、ハマ弁の利用、こども食堂の利用、そして養護教諭による体調管理。情報を得るという視点では、図書室の本の貸出しと本の相談、また、パソコンの利用等々がございました。「③支援結果」でございますけれども、家事負担が軽減したこと、また、社会福祉協議会からの文具の提供を受け、学用品をそろえられたことから生まれた学ぶ意欲。そして、ケアプラザがリモートで学習支援を開始し、成績も向上しました。図書などから将来を考える情報も入手しています。こども食堂での様々な大人との出会いも生まれました。自ら将来の希望を話し、大学進学という目標を持つことができたケースでございます。報告は以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等がございますか。

四王天委員

報告ありがとうございました。スクールソーシャルワーカーが約2割ほどの増員によって相談件数が約3倍になり、それから表出てきたいろいろな案件が3倍から5倍と非常に増えてきたということですが、人員増というものがやはり大きな要因であると考えてよろしいですか。それと、さらにこれでは不足感があって、まだまだ相談に応え切れていないというような状況なのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。まず、今四王天委員からお話のありました環境面は、これまで派遣型で学校に訪問していた形から、ブロックを定期的に回る巡回型という形になりましたので、そういった環境面が変わって相談しやすい環境になったことはあると思っています。一方で、このコロナ禍の中で子供たちの変容はなかなか目に見えにくい部分がありますが、そういった環境について専任と共有をしたり、教員からの相談に乗ったりする中で、相談件数は確実に増えたのだろうと思っています。それから加えまして、今の人員体制でございます。この体制下では今現在スクールソーシャルワーカーは定期的に回る状況ではありますけれども、実際は3から5の中学校ブロックを回ってしまっていて、おおよそ1校当たりですと月1回程度で回ることになっています。ということで、回数の方からも、滞在時間、相談の場面からも、学校現場からはもう少しそのあたりを増やせないかというような声が届いております。そんな状況です。

四王天委員

こういうことによっていろいろな事件の早期発見につながって、早い対応が取れるということで、大きな事案、事件まで発展しないということは非常に大切かと思っておりますので、更なる皆さんの巡回活動に期待しております。

鯉淵教育長

ほかにかがででしょうか。

大場委員

先に1点だけ。冒頭の体育祭・運動会の実施状況で、まだ最終的な決定をしていないところもあるでしょうけれども、大体傾向としては今のところ実施が何割ぐらいになっているのでしょうか。

石川小中学校
企画課長

小中学校企画課長の石川でございます。まだ前回の8月末の調査から段階から状況も変わりましたが、その調査のみですので、今のところ数はまだ分かりませんが、実施している学校も多いと思っています。9月18日の教育委員会会議で御報告したときは、中止を決めていたところが小学校で33校、中学校が32校。これは8月31日の段階ですけれども、それ以外の学校はやる方向でいました。でも、その後に中止を決めている学校があるかもしれませんし、逆にやはりやるというほうへかじを切ったところもあるかもしれません。これははっきりしましたらまた御報告させていただきます。

大場委員

ありがとうございます。それから、今日はスクールソーシャルワーカーの活動状況の御説明いただいて、前に横浜市内でこども食堂を運営する皆さんが集ってのパネルディスカッションがあったときに、瀬谷区のスクールソーシャルワーカーの方がパネラーの一人として壇上でお話しいただいた記憶が今少しよみがえってきました。一言で言うとなかなか難しいのですが、いろいろな地域のいろいろな活動と学校とをある意味でつないでくれているという印象を持ったし、今日の御報告もそういうデータとして出てきていると思います。今日は具体例を一つご紹介いただきましたが、各学校の皆さんにもどんどん、スクールソーシャルワーカーの皆さんがこういうことをやってくれるんだよ、こういう機能があるんだよということをもっと強くいろいろな機会に、できたら事例を含めてお伝えいただくことが大切かなと考えます。3ページの「(4)学齢期の児童福祉の課題」に書いてあるとおり、区役所はどうしても学齢期の子供たちのことを細かく把握できるわけではないし、また、こども食堂等に期待している子供たちも現実には多い中で、やはり学校に通いつついろいろな悩みを持っている子供たちの一つの大きな力として、スクールソーシャルワーカーが今後も全域的に広くバックアップできる関係と、だからこそスクールソーシャルワーカーの人たちの活動をまずもって学校の教員の皆さんにも広くお伝えいただくということを、またいろいろな機会に展開していただければと思っています。これは要望であります。

鯉淵教育長

ほかに。

木村委員

意見ですけれども、体育祭や運動会をできるところがあって大変良かったなと思います。やはり行事というのは学校の全体としても子供たちにとっても成長する大きな学びの場ですけれども、多分今回はクラス対抗とか赤組・青組、そういったものではない新たな枠組み、新たなやり方の行事ができたと思います。オリパラ教育というのをずっとやっているけれども、日本はいわゆるスポーツ立国を目指しているわけです。ですから、そういった「する・観る・支える」というところをもうちょっと意識していくと、さらに良くなるかと。つまり、自分に合ったものをどうやってやっていくのか。「支える」つまりサポートする指導者、あるいは「観る」ということも、ここに観覧したかったとありますが、大体多いのは応援です。自分のチーム、自分の色。応援ではなくて、全体を観戦するものも見方も多分新たな取組で学びになると思いますので、ぜひそういったことも特徴的に、ただ良い記録を出すのではないということを強調できれば良いなと思いました。以上です。

森委員

御報告ありがとうございます。3ページ「(5)SSWによる支援の実際」にあるケースのような具体的な事例も示していただいて、非常にありがたいと思います。このケースというのは、多少ぼやかしている部分があるかもしれませんが

が、すごくうまくいったケースだと思ひまして、ちゃんとその地域に資源がまずそろっていたということと、関係する皆さんが情報を知っていたということと、あとはそのケース会議に適した人がちゃんと集められた。多分スクールソーシャルワーカーの方が、誰がこの場に参加して関わるべきかということとをちゃんと分かっていらっしやったことと、多分月に1回、回っていらっしやる中だけでは無理だと思うので、いろいろな方が分担して継続的に関わったということだと思ひますけれども、そういう体制が取られたということで、非常にうまくいったケースなのだろうなど見ながら聞いていました。上に書いてあるとおり、まずこういった資源がそろっていることが非常に少ないということと、情報を皆さんが持っている状態でそろっていることもなかなかないことだと思ひますので、どれだけこういったケースをつくっていくかということが非常に大事だなと思ひたときに、やはり体制の強化ということが本当に必要なのではないかと思ひました。月に1回でできることというのはやはり限界があると思ひるので、今後、来年、再来年でどれだけ強化できるかということが非常に大事なポイントになってくるなど聞きながら思ひました。

一つお伺ひしたかったのが、2ページにある件数の増加ということとを非常に詳しく見せていただいてありがたいですけれども、発達障害が289件5.5倍とありまして、スクールソーシャルワーカーの方が回ることによって本人の抱えている課題感を拾えるようになったということだと思ひますが、もう少し何か、発達障害が5.5倍と分かったということはどういうことなのか、具体的に教えていただけますか。この数字の意味するところみたいなことです。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。今回出させていただきましたケースについてですけれども、発達障害については5.5倍、件数が289件ということで、例年もスクールソーシャルワーカーが相談する案件としては多い傾向にある件数でございます。具体的には保護者の方の困り感、例えば学校に入った児童生徒がその中で授業のこと、それから学級の中での友達関係、そういったところで困り感を持ってしまう場面があります。そうしたときに、保護者の方も非常にそのことで悩んでしまうことがよくございます。そういったことをしっかりまず聞く側として、スクールソーシャルワーカーはとても有用だと思ひています。また併せて、特別支援教育総合センターですとか、様々な関係リソースがあるわけですが、そういったチャンネルへつなげていく大事な役割を果たしているのではないかと思ひています。そういったケースが非常に広がってきていて、そういった関わりが増えてきているのかなと思ひています。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

中村委員

ありがとうございました。科学的な根拠があるかどうかは分かりませんが、ある調査でお互いにマスクをしないで話すときに比べて、一人がマスクをすると表情筋の動きが、二人ともマスクをしていないときよりも半分になってしまうと。二人ともマスクをしているとさらに半分になってしまうということで、本当にマスクをしていることで表情が見えにくくだけではなく、動かさなくなっているというようなお話がありました。最初の頃、子供たちもマスクをしていると怖い印象があるというのが、昨日のように日本で感染者が1,000人も出てくるような状況ですともう当たり前になってきている中で、表情筋は動かなくてもやはり心は動いてほしいなと思ひますので、このように工夫していろいろ運動会とか体育祭とかをやっていただけなのは本当にありがたいなと思ひます。先日、ある学校

にお邪魔したときにも一生懸命団体演技の練習をしていました。そこにいらした先生が、「前に比べたら随分上手になったね」なんて言っていました。木村委員もおっしゃったように、今こういう状況の中で残念な面もありますけれども、逆にまた今までと違う目で見えてそういう行事をすることで、もちろん授業の中でもそうですが、子供たちが心を動かす場面というのを増やしていただきたいなと思っています。

それから、3ページの「(5)SSWによる支援の実際」にあるような実際の例を教えていただけるといのは、SSWの方の活動が本当に可視化されていいなと思って聞かせていただきました。前であれば朝ご飯を食べてこないと担任の先生がお弁当を作ってきたり、あるいは着替えがないと自分の子供の着替えを渡したりとかしていましたが、やはりそれでは根本的な支援につながらないわけで、このようにSSWの方がいろいろな機関とつないで複合的な支援をすることで、良い結果につながっていくというのは本当にありがたいことだと思っています。回数を増やして月1回はありがたいことではありますが、ぜひもうちょっと増やしていただけたらありがたいなと思っています。以上です。

鯉淵教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは次に、「令和元年度『暴力行為』・『いじめ』・『長期欠席』の状況調査結果について」、所管課から御報告いたします。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。令和元年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査がまとまりました。その結果を御報告させていただきます。担当の三嶽人権教育・児童生徒課長から報告いたします。

三嶽人権教
育・児童生徒
課長

人権教育・児童生徒課長の三嶽です。よろしく願いいたします。お手元に資料をお配りしました。この資料の作りですが、一枚目が概要ということで、2枚目以降が具体的な資料となっておりますので、併せて使いながら重要なポイントだけ説明させていただきます。「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」それぞれの順番で行きたいと思っております。

まず、令和元年度の暴力行為の件数ですけれども、5,184件ということで、対前年度248件4.6%減という数字になっております。四角の中を御覧ください。小中学校の暴力行為総計では前年度から248件減少しました。ただし、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休業期間、令和2年3月ですけれども、これを含んでおります。小学校では生徒間暴力のみ47件増加し、前年度から対教師暴力が35件、対人暴力が9件、器物損壊が52件減少しました。中学校では生徒間暴力が前年度から163件減少し、暴力行為総件数は6年連続で減少傾向が続いています。組織・チーム対応に加え、未然防止の取組や関係機関との連携強化をさらに進めていきます。

それでは、一枚おめくりいただいて1ページ、2ページを御覧ください。細かい数字がグラフと共に載っておりますので、後ほどじっくりと御覧いただければと考えております。ここでは2ページの下段にあります「分析と対策」を説明させていただきます。四角い枠の中になります。4点ございます。小学校では児童間での暴力行為の増加傾向が続いています。自分の思いを伝えたり、相手の思いを受け止めたりするコミュニケーションスキルや自分の感情をコントロールするスキルといった能力を身につける必要があると考えられます。学年が上がるにつれ暴力行為も増加する傾向があり、低学年の段階でしっかりと寄り添い、個に応じた丁寧な指導やきめ細かな支援をしていくことが暴力行為の減少につながる

と考えられます。一方、中学校では6年連続で暴力行為が減少しています。社会で許されないことは学校でも許されないという毅然とした組織による対応と、特に未然防止の取組が定着してきた成果と考えられます。引き続き専任教諭を中心とした組織で対応すること、保護者との信頼関係と協力した指導、警察や児童相談所・療育センターといった関係機関との連携を強化することも大切です。また、横浜プログラムの活用や特別支援の視点を取り入れた教科学習等を学校全体で取り組んでいくことで学級や集団に温かな風土を醸成し、自分の存在を大切に思う自己肯定感の醸成にもつながります。ここが重要かと考えております。

それでは、また1枚目の表紙にお戻りください。続きまして、いじめの認知件数についてです。令和元年度は5,630件、前年度比84件1.5%の増ということになっております。枠の中になります。いじめの認知件数は小学校で242件増加していますが、中学校では158件減少しています。全体としては84件増加しています。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症による休業期間も含んでおります。いじめの態様は「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が66.3%と最も多いです。各学校ではアンケートや教育相談等を通じていじめの認知に努めていますが、児童生徒の中には苦しみを発信することができず、認知につながっていないことがまだまだあることも考えられます。いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得ることを十分に認識し、なお一層早期発見に努めてまいりたいと思います。

それでは、3ページ、4ページのところです。経年の推移も含めましてグラフにしてあります。ここも4ページの下方の「分析と対策」を説明させていただきます。枠の中になります。一つ目として、まず認知したいじめに対応することが重要になりますので、特に組織で迅速な対応を行うこと、被害児童生徒の思いに寄り添い、継続して見守りを進めていくことが被害児童生徒の安心と安全につながると考えます。引き続き徹底していきたくと考えております。本人や保護者からの訴えが多くなってきています。児童生徒が悩むことなく相談することができるように、日頃から児童生徒との信頼関係をつくることや定期的な教育相談、アンケートの実施や横浜プログラムを活用したSOSの出し方教育の実践等を行ってまいります。児童生徒が互いを認め合う心を持ち、関係を築いていくことができるように指導・支援を行い、いじめが起こりにくい学級風土づくりを推進するとともに、横浜子ども会議の取組等、児童生徒が主体的にいじめ問題について取り組むことが大切となっていきます。金銭授受につきましては、子供同士のお金のやり取りはいけないこととして、年度当初等にリーフレットを配布して啓発をしています。認知した際には警察等との連携を図っていくことも必要です。ネットいじめといわれるパソコンや携帯電話などの誹謗中傷等については、事実が把握されにくく、気づいたときには被害が拡大していることがあります。小学校低学年からの計画的なネットリテラシー教育や情報モラル教育等の実施、フィルタリングの徹底等について保護者への啓発を行ってまいります。今年度は特に新型コロナウイルス感染症等をきっかけとしたいじめが起きないように、人権尊重の精神を基盤とした取組を推進します。引き続き平成28年度策定の「いじめ重大事態に関する再発防止策」の8項目34の取組を確認するとともに、当たり前のことを確実に実行してまいります。

それでは3点目、長期欠席です。6,786人、対前年度410人増ということになっております。特に不登校が増加しているという現象が出てきております。長期欠席者数（年間30日以上欠席）は前年度より410人増加し6,786人でした。そのうち、不登校児童生徒数は874人増加し、5,852人でした。長期欠席者数、不登校児童生徒数ともに毎年増加傾向にあります。病気による欠席者数は350人減少し559

人、その他の理由による欠席者数は114人減少し375人でした。再登校だけでなく、社会的自立を目的とした家庭との連携や、医療・福祉・フリースクール等の機関連携を初め、在籍級以外の特別支援教室等での学習やICTを活用した学習等、個の状況に応じた支援を進めていきます。

それでは、6ページをお開きください。長期欠席に関する「分析と対策」になります。不登校になる要因は個々の状況により様々です。また、複数の要因が絡み合って不登校になると考えられます。個々の状況を正確に把握し、専門家を交えたアセスメントと支援を行う必要があります。不登校の状況にある児童生徒への支援は、再登校だけでなく、社会的自立に向けた支援を視野に入れ、教職員にカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職を加えたチーム支援を行い、学校に係る状況や家庭・本人に係る状況の改善に向けた取組を継続していきます。日常の授業や行事等において児童生徒が主体的に取り組み、安心して過ごせるための居場所づくりや、自己肯定感を高めるきずなづくりを意図的・組織的に行い、魅力ある学校づくりを推進していきます。新たな不登校を出さない取組を続けることが重要と考えております。教育相談を初め、在籍級以外の特別支援教室等の環境整備や民間教育施設と連携した学習支援など、個々の不登校状況に応じたきめ細かな支援を行っていきます。不登校児童生徒への支援の在り方について教職員の理解を深め、新たな不登校を生まない学校風土づくりが大切です。また、小中学校による進級の際の引継ぎや個に応じた支援の引継ぎの充実を図ってまいります。

7ページを御覧ください。不登校児童生徒が相談指導を受けた機関について集計したものとなっております。「分析と対策」を御覧ください。平成29年度から全ての中学校ブロックで同じカウンセラーの配置を行っており、長期欠席児童生徒や保護者に対して、進級・進学時でのスムーズな支援につなげています。心理の視点からのアセスメントや必要に応じて医療機関の紹介といった関係機関連携にも力を発揮しています。スクールソーシャルワーカーは児童生徒だけでなく、保護者の困り感に寄り添い、相談に乗るとともに、福祉の視点から課題整理や環境調整といった場面で力を発揮しています。教育総合相談センターでは、保護者向けの不登校相談会の開催や横浜教育支援センターでのハートフル事業の推進を図り、より一層支援体制の強化を進めていきます。社会的自立を目的としたフリースクール等の民間教育施設と連携した学習支援等の取組をさらに推進し、特に出席10日以下の児童生徒への丁寧な支援を行ってまいります。

報告は以上になります。よろしく申し上げます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等がございますか。
中村委員、どうぞ。

中村委員

ありがとうございました。横浜市は本当に児童生徒の数がとてつもなくというか非常に多いので、とは思いながらも、やはり暴力行為もいじめも長期欠席も多いなど毎回思います。それで、暴力行為はやはりほかの人との関係作りがうまくいかないという面も非常に多いのだろうなと思いますけれども、前に繰り返す子供が多いというような御報告もございましたよね。そこで何か取組でこのようにしたら改善したよと、先ほどのSSWの例ではありませんが、このようにしたら改善したというような例があったら、今日でなくてもいいので教えていただきたいということが1点です。

それから、ある人が独り立ちするという意味での独立ではなくて、ほかの人と支え合うネットワークをどれだけつくることができるかということが自立ではな

いかということをしていました。そのように考えるともっと生きやすくなるのかなと思います。例えば、授業の中で対話が必要だということがすごく言われていますけれども、単に考えを深め合うというだけではなくて、やはりお互いに補い合ったりお互いに支え合ったりということにつながっているのです。授業は授業、生活は生活ということではなく、自分が生きていく上で一人で頑張らなくても支え合っていくことが自立につながるんだというようなことがもっと徹底してくると、いじめだったり、あるいは長期欠席だったりというようなところでも、生きにくさが少しは改善されていくのではないのかと感じています。横浜プログラムの中にそのようなことに触れる部分があるのかどうかを2点目として教えていただければと思います。以上です。

三 嶽 人 権 教
育 ・ 児 童 生 徒
課 長

ありがとうございます。まず横浜プログラムですけれども、最初にアセスメントをしていくプログラムがありますので、集団の状況がどうかということを見極めた上で、それに見合ったプログラムを数多く用意しています。当然、今学級はどんな状態かを踏まえた上で、そのためにはどういうコミュニケーションスキルが大切かということが考えられるような様々なプログラムを用意しております。今年度は特に授業の中でそのスキルをどのように活用して、授業の中でいわゆる社会的なつながりを持てるかというようなことを実践できるような取組を進めていますので、またそれもいろいろとプログラム化するのですとか、あるいはモデル授業を公開するとかということによって広めていくようなことを考えていきたいと思えます。とにかく今回はコロナの状況がありましたので、なかなかグループ活動がしにくい状況ですけれども、その中で工夫しながら、特に再開プログラムの中で用意したものを、学校は今応用して活用してくれているのではないかと思います。

それから、暴力を繰り返す児童生徒の例ですけれども、宮生人権教育・児童生徒課担当課長から御説明いたします。

宮 生 人 権 教
育 ・ 児 童 生 徒
課 担 当 課 長

人権教育・児童生徒課担当課長の宮生です。まず、小学校の例で言いますと、「分析と対策」にも書かれておりますように、低学年の段階からしっかりとアセスメントしてその子に寄り添いながら、暴力が少なくなっていくという例があります。具体的には、まずはスクールカウンセラーであったりスクールソーシャルワーカーにアセスメントをしっかり行っていただいて、この子の場合はいったいどこで困り感がある、つまり暴力を振るう可能性があるということに対して、例えば横浜プログラムの中であったりソーシャルスキルトレーニングであったり、こういった具体的な場面でその子が困らないようにしていく。これを全職員で共有して、どの場面でもその子に語りかけられる支援策を徹底していく。こういったところで激減していく例があります。そうしますと、高学年で暴力を行うことが本当に少なくなります。また、中学校の例ですと、先ほどのスクールソーシャルワーカーの活動の例にもありますが、家庭的な要因であったりその子の特性であったり、様々な要因が絡み合って暴力をしなければいけないような状況になってしまう。ちょっとしたからかいで本当に切れた状態になってしまう。こういったことを少なくしていくことが、その子の暴力を少なくしていく要因にもなります。ただ、対症療法ですとどうしても増えていってしまうことは否めませんので、やはり全職員がそれを理解しアセスメントした上で、具体的支援策を続けていくと確実に減っていくということは実際に起こっています。以上です。

鯉 渕 教 育 長

ほかに。

中村委員	ありがとうございました。以前も横浜プログラムが随分広がっているというようなお話がありましたけれども、ぜひ広めてうまく活用していただきたいということが1点です。よろしくをお願いします。
四王天委員	暴力行為といじめがありますが、いじめの中に暴力行為は含まれないという認識でよろしいですか。別々であると考えてよろしいですか。
三 嶽 人 権 教 育・児童生徒 課長	基本的には両方にカウントします。
四王天委員	いじめの中には暴力行為も含まれているということではよろしいでしょうか。
三 嶽 人 権 教 育・児童生徒 課長	そのとおりです。
四王天委員	だから、両方合わせて1万件あるというわけではないということですね。
三 嶽 人 権 教 育・児童生徒 課長	はい。
四王天委員	分かりました。2ページの「分析と対策」の中で、小学校の学年が上がるにつれて暴力行為も増加する。ただし、中学校では6年連続で減少する。ほんの数年の間で学部が変わることによって減少できるという大きな理由は、社会で許されないことは学校でも許されないということ中学校では強く指導しているからという理由でしょうか。もしそうならば、小学生の高学年にもこのルール、規律を伝えることによって減らせるのではないかと。なぜ学年が変わることによって急に減っていくのかという理由が不明なのですが。
前田人権健康 教育部長	暴力行為については小学校の低学年からということがございましたけれども、まず、一般論の部分もありますけれども、いわゆる発達の段階が背景にあると思います。子供たちが成長していく過程で、自身と他者との関わりの中で内的自我が芽生えたりする段階が小学校だと思っています。中学校になると、ある程度関係性を保ったり、自分自身を自我として他者との比較の中でコントロールしたりですとか、そういった子供自身にある発達の段階の影響はあるだろうと思っています。もちろん個人による差は当然あると思います。それから、学校側もそういった状況を見ながら児童支援専任であったり生徒指導専任だったり動いているわけですが、特に暴力行為については関係機関連携が非常に重要で、警察等とつながったりですとか、様々な関係機関とつながる中で、未然に防止することにつながっているのではないかなと思っています。
四王天委員	暴力行為の中には自傷行為も入っているのですか。他傷行為という認識でよろしいですね。

前田人権健康
教育部長

はい。

四王天委員

中学校と小学校で生徒数が違うということもあり、中学校に対して小学校は暴力行為が3.3倍も多いということで、やはり早いうちから手を打っていくことが必要なのかなど。中学校でできていることが小学校でできないわけではないと思うので、その辺のところでもう少しよく連携を取っていただけたらと思います。

木村委員

大きな問題ですね。減少させることが大事で、そのためにはやはり未然に防ぐ対症療法的なものもあると思います。さっきもちょっと報告であったと思いますが、コミュニケーションつまり、聴く、話す、ここを早めのうちに仕込むことが大事かなと思います。よく授業の中では言語活動の充実・強化を横断的にと言っていますけれども、ただただ授業の中での言語活動ではなくて、一般生活も含めた言語活動をしっかりしていかなないとなかなか自分の意図を伝えられないし、人の話を聞けない。「きく」も「聞く」ではなくて「聴く」とか、そちらのほうにどう持っていくかということが大事だと思います。ちょっと話はそれてしましますが、柔道なんかも井上監督になってぐんと上がったのは何か。こういったことを選手にしっかり伝える論理的思考。以前の勝利者インタビューで、「今日はどうでした?」「自分の柔道ができなかったです」とか、誰もあなたの柔道は知らないから好きなこと言って終わったのですが、今は違います。今回はこういったことを課題にこんなことをやって、今回はここまでしかいかなかった。つまり、自分の言葉で語れる。ですから、子供たちもそういったところをまずしっかりやっていく。それ以外にも当然家庭環境はいろいろあると思いますけれども、ここを徹底して聴き方、話し方ということがどう仕込まれていくかというのがやはり大事かなと思いました。意見です。

森委員

御報告ありがとうございます。学校の先生の皆さんもコロナ禍でいろいろなことに対応しなければいけない中で、消毒も含め大変なことがいっぱいあると思いますが、やはりどれだけ生徒の話を聞けたり拾えるかということがさらに大事になってくるということ、この数字を見ながら思いました。本当に暴力行為、いじめは減らしていかなければいけないということ、**「分析と対策」**と書いてありますけれども、危機感を持って取り組まなければいけないということを改めて思います。同時に、最後の不登校の部分につきましては、これは課題として見なすというよりはまたちょっと違うアプローチが必要と思っております。学校に行かないことを選択する子供たちが増えてきているということの表れでもあると思います。そこに対して学ぶ権利をどうやって保障していくかということだと思います。私自身の周りにも学校に通えていないお子さんであったりとか保護者の皆さんの話を聞く機会が多々ありますけれども、学びたいと思っているお子さんと、その手前の学ぶところまでまだいかない、体と心をまず充電しなければいけないという段階のお子さんと、二つの大きなボリュームゾーンがあって、学びたいところまで来ているお子さんたちに対するアプローチは少しずつ増えてきていたり、最後のページにあるように、連携することによって対策ができ始めている部分があると思いますが、一歩手前のまだそこまで元気を取り戻していないぐらい傷ついたりですとか消耗していたりというお子さんもたくさんいらっしゃると思いますので、その児童に対して何ができるかということも真剣に考えなければいけないと非常に今強く思っています。学びたいと今思っている、そこまで元気を回復しているお子さんに対しては、冒頭の寛政中学校のときの話に

もありましたけれども、一人一台手に届くことによって、学校という場に行かなくても学べる、もしくは先生とかとコミュニケーションが取れるということは選択肢として広がるかなと思いますし、動画もいろいろ撮りためていると思いますので、自分がどの学年の動画を見るか選べるというところまでいけたら、少し手前に戻って学ぶという選択肢も広がるのかなと思います。

一つ思うこととしましては、学校に通っていないなくても登校扱いにするということにつきましては、今は学校長の判断に任せていると思います。その中で学校長がどう判断するかということであったり、提出物をどう評価するかということについては情報交換がさらに必要だと思いますし、学校長が判断する材料であったり新しい角度の視点というのは、教育委員会事務局としてもさらにできることがあるのではないかと思いますので、そのあたりは今後ぜひ強化できればと思います。最後のページの病院、療育センターとの連携が30%増、あとカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと関わった児童が20%増というように、一人の人だけが関わらない、いろいろな人が関わるということは数字のよい表れだと思えます。以上です。

鯉淵教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは次に、「懲戒処分に対する人事委員会の裁決（取消し）について」、所管課から御報告いたします。

古橋教職員人事部長

教職員人事部長の古橋でございます。「懲戒処分に対する人事委員会の裁決（取消し）について」御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。教育委員会は、平成28年8月1日、児童に対し、胸ぐらを手でつかみ胸元を押して叱責する等体罰を行ったなどとして、横浜市立小学校教諭に対し戒告処分を行いました。この処分について、被処分者は平成28年10月28日付で横浜市人事委員会へ、処分の取消しを求め、審査請求を行いました。人事委員会での審査の結果、令和2年10月28日、戒告処分を取り消す裁決が出されました。

「1 裁決の骨子」でございます。「（1）処分者は、本件審査請求手続において、処分対象行為の存在を認めるに足る証拠等を提示しているとはいえない。」「（2）体罰に関する報告書の作成に際しても、請求者の確認を十分に求めたかどうか疑義がある。」「（3）事案発生時に、現場の近くにいた児童への聞き取りにおいて、合理的理由なく、児童1人のみを対象とし、他の2人から聞き取りをしていない。」「（4）請求者についても、その主張には正確性に疑義があるが、本件にあつては、処分対象行為が行われたという事実の存在を認めることはできない。」「よって、本件処分は、その前提を欠くものとして違法と判断すべきであり、取消しを免れ得ない」というものでございます。

「2 原処分の概要」でございます。所属は小学校。被処分者は小学校の教諭30歳代でございます。処分日は平成28年8月1日。処分内容につきましては戒告でございます。処分の概要でございます。当該教諭は、平成28年2月9日火曜日、当時担当していた学年の児童に対し、胸ぐらを手でつかみ胸元を押して叱責する等体罰を行った。加えて、当該児童に対し、言葉による暴力とも取れる発言をした。参考にこの審査請求について記してございます。読み上げます。「職員は、その意に反して懲戒その他の不利益な処分を受けた場合には、人事委員会に審査請求をすることができます。」「審査請求があつた場合、人事委員会は、その処分の違法性・不当性を審査して、裁決（処分取消し、処分修正または請求棄却）を行い、必要がある場合には処分によって受けた不当な取扱いを是正するための措置を任命権者に指示します。裁決は書面により行い、当事者に送達することに

よって、その効力を生じることになります。」報告は以上となります。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

四王天委員

まず最初に確認させていただきたいのですが、このような事案が発生したときのレポートライン、つまり学校で起きました、校長先生とか方面事務所とか、そのような順番になるでしょうかけれども、そのレポートラインを明確にさせていただきたいのと、簡単にそれぞれでの役割を御説明いただきたいと思います。

古橋教職員人事部長

まず、体罰事案が発生いたしますと、学校においてその事情を調査し、それについての体罰に関する報告書というものを作成していただきます。体罰に関する報告書を教育委員会に提出していただき、その体罰に関する報告書を受けまして、体罰審査委員会にその内容についての審査をかけることとなります。体罰審査委員会で体罰という認定をされましたら、今度はそれが懲戒処分に当たるかどうかの審査を行います。体罰による懲戒処分の是非につきましては、方面事務所がその事案につきまして報告書を作成いたします。そして、その報告書に基づきまして、分限懲戒審査委員会で処分を審査していくこととなります。その報告書を受けまして、最終的に教育委員会に処分についての人事案件の提出がございました。そして、教育委員会で御審議いただくこととなります。よろしいでしょうか。

鯉淵教育長

ほかに。

大場委員

2～3点確認しておきたいと思います。まずは経過で、令和2年10月28日に人事委員会が審査して取り消す裁決が出たということで、この後は特に教育委員会として人事委員会の裁決を経て何か手続を経なければいけないということがあるのかなのかということだけ最初に確認したいのですが。

古橋教職員人事部長

資料の一番最後に審査請求制度について記してございますが、こちらの審査につきましては、人事委員会の裁決をもって決定でございます。

大場委員

分かりました。それから、ちょっと一つ。事案が起きたのが平成28年8月ということで、4年以上経過しているのですが、今回、人事委員会の裁決が出るまで時間が経過したことの要因というのですか、それがもしお話しいただけるものがあればと思います。

古橋教職員人事部長

この審査請求につきましては、人事委員会から処分者である教育委員会、そして請求者である当該教員からお互いに主張書面や証拠書面等を出し合ってそれぞれを審議していくという形になりますので、それに時間がかかったと認識しております。

大場委員

ありがとうございます。私もいつ教育委員に就任したかさつき確認していて、この事案に関わっていたかどうか調べましたが、就任以前のことだったので。とは言いながら、これからも残念ながら時々教員の不祥事案件の審査ということもあるので、教育委員としても心新たに、またこういう人事委員会の裁決のようなケースにならないよう、慎重な姿勢で審議をしていかなければいけないなということを感じました。今後、いろいろ懲戒処分の事案というのは残念ながら出て

しまうので、何か今回の事例を受けて読み取ること、ここはしっかり今後捉えていこうということがあれば確認しておきたいと思います。

古橋教職員人事部長

今回の事案につきましては、事件当時も当該の児童や目撃した児童等の証言と、複数の教員などからも事案の概要を聞きながら進めていったのですが、その信憑性について今回、人事委員会の裁決の中で証拠として不十分だという指摘を受けております。ですので、私どもといたしましては、しっかりと調査、事実認定を行ってきたつもりではございますが、そのことが認められなかったことについては非常に残念ですけれども、これからはやはりしっかりと不祥事案に当たってもより事実関係の認定を行っていくようにしていきたいと思っております。

大場委員

あと1点だけ。質問ではありませんが、こういう事案が出て、今後についてはより慎重な審議ということが欠かせない点だろうと思います。今回の事案についても、また当該の児童が現実にいるわけで、もう6年生ではなくて一定の年数が経過していますけれども、対応を今後いろいろ図るにしても、当該児童の存在を絶えず意識した上で我々は対処していかないといけないのではないかと感じましたので、一応それだけお伝えしておきたいと思います。

鯉渕教育長

最初の御質問に対する答えですけれども、裁決が出たことに対して教育委員会として何かというのはないと思いますが、給与の作業というのでしょうか、事務方としての動きの御説明を追加していただけますか。

古橋教職員人事部長

申し訳ありません。今回、懲戒処分が取り消されたことに伴いまして、処分がなかった状態から給与を再計算いたしまして、その減額分については補償していくということをこれから行ってまいります。

鯉渕教育長

ほかに何かございますか。

森委員

上から読んでいって、何が起きたのかということを経験した言葉で置き換えると、児童は先生が胸元を押して叱責したと訴えていて、先生はしていないと訴えているということがあって、その結果、教育委員会としては平成28年時点で戒告処分とした。4年たった今、人事委員会がその裁決を取り消したということがこの内容ということでもまず合っていますか。

古橋教職員人事部長

審査請求の裁決はそうになっております。

森委員

取り消された理由というのが、児童は訴えていたけれども、証拠不十分だったということで取り消されたという理解で合っていますか。

古橋教職員人事部長

大枠的にはそうだと思います。骨子のところで御説明いたしましたとおり、審査請求の過程で一回処分を出したのに対して、請求者側から指摘されているものに対し、我々から反証というのですか、その当時の目撃証言などについても、請求者側が述べているものに対して処分者側の主張もした結果、やはり我々が言ったことについては認め難いということだと思います。

森委員

存在を認めるに足る証拠というのは非常に難しいと思いますけれども、三つ

目にあるように、その当時の聞き取りがいかにか丁寧に行われるかということが大事なポイントかと思えます。それを次回以降いかに十分な聞き取りをするかということがポイントなのかなと思えました。

古橋教職員人事部長

確かに体罰につきましては、多くのケースが当事者間で行われるようなことがございまして、なかなか実証というか証拠になるもの、目撃者もないというような状況がある中で、そこを実証していくのはかなり難しい部分もございまして、より事実認定を正確にやっていくようにしていきたいと思っております。ただ、どうしても子供たちに対しての聞き取りなどにつきましては、やはり教育的な配慮から慎重に行っていることもございまして、その点については教育的な配慮を意識しつつ、より実態の把握に努めていきたいと思っております。

鯉淵教育長

ほかにかがでしょうか。

中村委員

体罰にしてもいじめにしても、当事者しかいない場合に、両者の言い分が食い違ったときには本当にやぶの中で、どちらか正しいとも正しくないとも言い難いものがあるというのは非常によく分かります。ただ、この当時の教員と保護者と子供の間関係がどうだったかというのはよく分かりませんが、少なくとも子供あるいは保護者は体罰を受けたと感じたわけですね。事実関係は、私はあつたともないとも言えませんけれども、そのように感じたというところでは、人事委員会の裁決で処分取消しにはなりましたが、教員も子供がそのように受け止めたんだということは重く受け止めていただきたいなと思っております。処分が取り消されたからなかったことになったわけではないということで、やはり何らか子供を傷つけるようなものがあつたのではないかなということもきちんと振り返って、今後そういうことがないようにしていただきたいと思っております。以上です。

四王天委員

今回のことでもめたのは、一人の生徒からしか聞かなかつたことだとか、出てきた事実に対して請求者に確認を取っていないとか、調査の精度が非常に甘かつたかなと思っております。これは4年前のことですが、現在はこれを踏まえて、調査制度みたいなものの精度の高まりとか改善とか、そういうことはされたのでしょうか。

古橋教職員人事部長

まず当時でございますが、実際は一応当該の生徒とその保護者に校長、副校長等が聞き取りしております。その当時、同じ班であつた児童一人からも聞き取りを行っております。私どもとしては、そのときは廊下にその生徒と教員がいたものですから、ほかの児童は実際にその行為を見ていないという判断から、当該児童と同じ班だつた一名の話が一致いたしましたので、そこでほかの二人への聞き取りはしなかつたと聞いております。実際にその当時の状況を踏まえて、聞き取りなどについてもどこまでやるかというのは、確かに今回のことでも非常に課題となつたと認識しておりますが、現在は聞き取りにつきましても複数回、かなり丁寧に行っているという認識でございます。

四王天委員

一応改善というか、もっと精度が上がってきているという認識でよろしいですか。

古橋教職員人事部長

はい。その点では複数回のヒアリングもかなり行って、疑いのあるような点につきましては、できるだけその疑いがなくなるまで確認するようなことを行ってきております。そういう意味では、より精度は上がってきていると思っております。

鯉渕教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

次に、議事日程に従いまして、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第40号議案「横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部改正に関わる意見の申出について」、教委第41号議案「令和2年度一般会計予算案（12月補正）に関する意見の申出について」はそれぞれ議会の審議案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委第40号議案、教委第41号議案は非公開といたします。審議に移る前に、事務局から報告をお願いします。

齊藤総務課長

次回の教育委員会臨時会は、11月20日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、12月7日月曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は、11月20日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、12月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第40号議案「横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部改正に関わる意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第41号議案「令和2年度一般会計予算案（12月補正）に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時56分]